

「新しい生活様式」取組支援事業 よくある質問 (Q&A)

令和3年6月14日更新

※当Q&Aでは、「新しい生活様式」取組支援を「支援」といいます。

① 【制度概要について】

No.	質問	回答
①-1	支援対象になる取組を教えてください。	次の2つに取組んでいる必要があります。 ①北海道スタイルの実践 ②業種別ガイドラインの遵守
①-2	支援内容を教えてください。	「新しい生活様式」に取り組みながら営業していることを宣言するステッカーの交付及び取組に対する支援金として3万円の給付を行います。希望する場合には、ステッカーのデータも提供します。
①-3	ステッカーを貼ることはどのような意味がありますか。	「新しい生活様式」に取り組みながら営業していることを周知することにより、市民の皆様や観光客が安心して店舗を利用できる環境づくりを後押しできると考えています。
①-4	ステッカーをなくしてしまいました。再発行はできますか。	再交付の手続きをいたしますので、紛失届と返信用の8円切手を郵送してください（ただし、交付枚数には限りがあります）。
①-5	支援金は現金で受け取ることはできますか。	支援金の給付は口座振込のみとさせていただきます。
①-6	ステッカーデザインのコンセプトを教えてください。	ソーシャルディスタンスを保ちながら利用客と店員の心地の良いコミュニケーションが生まれることをイメージしています。なお、4人の人物は店員と市民をイメージしています。
①-7	キャッチコピー「新衛生スタイル取組宣言店」のコンセプトを教えてください。	生活衛生関係の営業店舗は、これまで清潔な環境を維持するために、清掃や器具の洗浄・消毒などの衛生管理を行ってききましたが、新型コロナウイルスの流行を受け、「新しい生活様式」や「北海道スタイル」などを取り入れた新たな衛生管理に取り組まれていることから、『新衛生スタイル取組宣言店』としました。
①-8	取組はいつまで続けられれば良いですか。（途中で止めても良いですか）	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の必要がなくなるまでは取組を継続していただければと考えております。

② 【申請手続・添付書類について】

No.	質問	回答
②-1	振込先の口座に制限はありますか。	口座名義は申請者名もしくは店舗名と同一のものにしてください。
②-2	申請し忘れた店舗を思い出しましたが、申請は一事業者につき一度きりですか。	申請期間内であれば、未申請の店舗の申請はしていただいて構いません。
②-3	申請先がわかりません。窓口を持参しても良いですか。	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、郵送又はEメールでの申請をお願いしております(旭川市保健所衛生検査課宛て)。
②-4	申請書はどこで手に入りますか。	旭川市HP内の当事業特設ページでデータをダウンロードして使用してください。（最寄りの支所・公民館・地区センター等でも配付しております）
②-5	窓口で記入の方法を相談することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、可能な限りお電話又はEメールでのご相談をお願いします。
②-6	振込先を当座預金としたいのですが、通帳がない場合は何を提出すれば良いですか。	当座預金の場合は通帳の写しは必要ございません。ただし、記載する口座番号に誤りの無いよう、十分にご確認をお願いします。
②-7	確認証・許可証・登録証・許可指令書の数だけ支援金を受け取れるのですか。	複数の許可等があっても、1店舗につき1店舗分のステッカー交付及び支援金給付となります。
②-8	本事業の申請者を、確認証・許可証・登録証・許可指令書の名義と別の者にしても良いですか。	申請者名と確認証等の事業者名は同一にしてください。同一にできない事情等がある場合は、「新しい生活様式」取組支援事業専用窓口までご相談ください。
②-9	店舗の営業の実態が確認できる書類として、どのような書類を添付したら良いですか。	営業していることがわかるものであればどのような書類でもかまいません。 (例) 売上や経営状況、客の利用状況がわかるもの（売上台帳、現金出納帳、その他の帳簿、ジャーナル(レシート)、納品書等）の写し (原則として2,3日分(休業等により1日分しか提出できない場合は1日分でもかまいません))
②-10	開業・廃業等届出書はどこで手に入りますか。	最寄りの税務署（所得税担当）にご相談ください。
②-11	取組の確認としてどのような写真をつけられれば良いですか。	北海道スタイルの7つの取組のうち、重点的に行っている2つ以上のものについて、取り組んでいることがわかる写真を添付してください。
②-12	確認証・許可証・登録証・許可指令書が見つかりません。	各確認証等を発行した機関にて再交付手続きを行ってください。

②-13	取組の状況を携帯電話で撮影しましたが、プリンターを持っておらず印刷できません。	Eメールで送信できます。shineisei@city.asahikawa.hokkaido.jpまで。
②-14	複数の店舗を営んでいる場合、すべての店舗で感染防止対策の取組をする必要がありますか	新しい生活様式の普及のため、全ての店舗で取組を行うようお願いいたします。
②-15	市内に複数店舗を営んでいる場合、店舗数分の支援金がもらえますか。	各店舗が支援対象及び支援要件を満たしている場合、それぞれ支援金を給付します。
②-16	支援金はオンラインでの申請が可能ですか。	オンラインでの申請は受け付けておりません。

③ 【支援対象・要件について】

No.	質問	回答
③-1	支援対象業種を教えてください。	支援対象業種は生活衛生関係業種及び類似業種（食品営業関連業、理容業、美容業、公衆浴場業、クリーニング業、旅館・ホテル業、興行場業、その他生活関連サービス業等）のいずれかに該当する業種か、ホームページ内にあります別表1に該当する業種です。
③-2	私の事業が別表1に掲載されていませんでしたが、生活衛生に関連する業種と考えます。支援対象にはなりませんか。	担当課内で検討いたしますので、詳しい業種内容をお聞かせください。
③-3	支援の対象となる店舗の条件を教えてください。	次の3つをすべて満たしている必要があります。 ①旭川市内で営業していること ②受付・販売場所において、事業者や従業員が、市民や観光客に対面で接客を行っていること ③次の2つの取組に取り組んでいること ・北海道スタイルの実践 ・業種別ガイドラインの遵守
③-4	講習会の実施情報はどこでわかりますか。	今年度は行いません。
③-5	支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいですか。	申請を受理次第、内容に不備がなければ随時支払い手続きを行いますが、申請の募集状況によっては数週間～1ヵ月ほどかかる可能性もあります。
③-6	支援金が振り込まれる日にちを教えてください。	随時、申請者の方々に振り込みを行っておりますので、日にちは具体的にお答えできません。
③-7	支援金が振り込まれたことはどうやってわかりますか。	振込者名は「アサヒカワシ エイセイケンサカ」となりますので、通帳をご確認ください。
③-8	自分の店舗を調べたら、支援対象業種ではありませんでしたが、支援要件は満たしています。支援は受けられますか。	支援は受けられません。(支援対象業種及び支援対象要件いずれも満たしている必要があります)
③-9	支援金は北海道スタイルなどの感染防止対策の取組することが条件になっていますが、休業している場合は対象になりますか。	支援対象になります。
③-10	インターネット環境が無く実技動画を見られないため、実技講習を受けたいと思っておりますが、申込みや日時場所等はどうすればわかりますか。	今年度は行いません。
③-11	申請後に取り組み内容を変更した場合はどうすれば良いですか。	速やかに「新しい生活様式」取組支援事業専用窓口までご連絡ください。
③-12	ダンス教室やヨガ教室は対象となりますか。	公民館や地区センターなどで行っている場合は対象となりませんが、専用のスタジオ等で行っている場合は対象となる可能性があります。「新しい生活様式」取組支援事業専用窓口までご連絡ください。